

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年10月24日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年10月3日農林水産省告示第1239号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
株式会社天宮銀行	浜松市天竜区春野町和泉平字大西466、字龍沢484の1（以上の2筆については一部保安林）	浜松市役所
鈴木静雄	浜松市天竜区春野町気田字峰山1088、1101	浜松市役所
山下袈裟夫	浜松市天竜区春野町気田字峰山1088、1101	浜松市役所
鈴木好夫	浜松市天竜区春野町杉字道下1140の2	浜松市役所